

外国送金の新規お手続きをされるお客さまへのお願い

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。各金融機関では、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るよう対策を進めております。

これにより、外国送金を行う際、各金融機関は裏面にありますような関係法令や各種規制で求められている確認を行った上で、金融庁のガイドラインにより、**お客さまのお取引の内容・状況等に応じて、その他必要と考えられる事項を追加で確認するよう求められています。**

琉球銀行では、新規で外国送金取引をご希望されるお客さまには、ご来店時に依頼書にご記入いただき、送金内容や関係資料、口座のお取引状況、送金原資の出所、その他関係法令等に沿った確認等をさせていただきます。確認後、当行が受付可能と判断した場合のみ、当日中のお受付とさせていただきます。そのため、**一連のお手続きに相当のお時間がかかる他、初回ご来店時に、外国送金のお手続きが完結しない場合がございます。**

なお、**確認内容によってはご説明や追加資料のご提出をいただいた場合でも、琉球銀行の判断により、お取引をお断りする場合がございます**ので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

日頃よりお取引いただいているお客さまへは大変お手数をおかけしますが、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【ご留意事項】

- 当行に口座をお持ちでない方や、お取引がない、又は著しく少ない方は、外国送金のお受付ができない場合がございます。
- 外国送金は現金でのお受付ができません。
現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日から起算して一週間以内に預金口座に入金した現金を含む）による送金は受付できません。さらに、**お口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合は、正当性が分かる確認資料（売上金の領収書など）のご提出をお願いいたします。**
- お通帳・お届け出印、ご本人さま確認資料、マイナンバーカード、お取引内容に応じた資料（※次のページをご覧ください）、原資が分かる資料（必要な場合）をお持ちください。
 - ◎マイナンバーカードは事前にお届出をいただいている場合は不要です。
 - ◎法人のお客さまは、登記簿謄本等の確認や法人番号が必要となります。（お届けがお済みでない場合）
- 外国語表記の資料には、原則和訳文書も添えていただくようお願い申し上げます。
※お持ちいただいた文書が外国語の場合、読み取りに時間を要し、円滑なお手続きが困難と当行で判断した場合には、やむを得ずお取引のご要望に沿えない場合もございます。
- ご送金内容の確認のために、受付まで1～2週間程度お時間をいただく場合がございます。**
- お取引に適用する為替相場は当行の**計算実行時における所定の為替相場**とさせていただきます。
- お受付後も追加でのご質問や、資料のご提出をお願いする事がございます。
※外国送金では、お受取人さまの口座にご資金が届くまで複数の銀行を経由し、それぞれの銀行において、個別のルールに基づいた送金内容の確認を行っております。そのため、当行でのお取引受付後も、追加で内容確認のお電話等をさせていただきます場合がございます。

平成30年9月

お客様各位

株式会社 琉球銀行
証券国際部

外国仕向送金における確認書面提出のお願い

平素より、琉球銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて弊行は、本邦外為法や米国OFAC規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策の強化を踏まえ、外国仕向送金について、原則、お受付の際により詳細な内容の確認や資料の提示などをお願いすることになりました。

日頃よりお取引いただいているお客様へは大変お手数をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、弊行においては、平成30年9月より現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前（*1）に入金した現金を含む）による外国仕向送金はお受付できなくなります。

さらに、当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合（ご依頼日の直前（*1）にお客様の他行口座から送金原資を振込みした場合など）は、正当性がわかる確認資料（売上金・給与等が入金されている他行通帳の写し等）のご提示をお願いいたします。

（*1）ご依頼日からさかのぼり1週間程度

なお、お取引内容によってはご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、弊行の判断により、お取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

【ご提示をお願いする書類の例】

送金目的	ご提示をお願いする資料
貿易取引全般	・請求書（INVOICE） ・船荷証券（BILL OF LADING） ・原産地証明（CERTIFICATE OF ORIGIN）等
生活費	ご依頼人とお受取人の関係性を確認できる資料等
学費	授業料の請求書や入学・在籍の状況を確認できる資料等
医療費	医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料等
投資	投資を行うにあたっての契約書等
不動産購入	売買契約書等
ご自身の海外口座への振替	通帳や口座の内容が確認できる資料等

（注）送金内容により上記に加えて資料のご提示をお願いする場合がございます